

旭川河畔(石山公園地区)賑わい創出事業 評価基準表

審査項目	配点	審査基準	得点
企画内容	20点	本事業の主旨を理解し、市民や観光客にとって、賑わい創出や回遊性の向上に資する提案となっているか	
		旭川河畔(石山公園地区)周辺の立地特性や景観を活かしたコンセプトとなっているか	
業務内容	55点	提案された業務内容・価格帯・営業日・営業時間等は市民・観光客にとって魅力的なものとなっているか	
		施設の外観デザインや色彩は石山公園周辺の景観と調和したものとなっているか また、追加設置する施設(イス、テーブル等)の提案がある場合、周辺の樹木等との景観に配慮したものとなっているか	
		近隣施設や周辺の企業・団体等と連携し、カルチャーゾーン等周辺の賑わい創出や回遊性向上の相乗効果が期待できるか	
		石山公園地区内の屋外トイレ、東屋や周辺の植栽、緑地等について、パークマネジメントの視点を持った公園の維持管理や利活用等の取組が積極的に提案されているか	
		ゴミ処理等の清掃対策、環境美化対策や防犯対策は適切か	
		施設の利用促進や賑わい創出のための情報発信及び広報・宣伝活動は効果が期待できるか	
運営力・リスクマネジメント	15点	提案した事業を円滑かつ確実に遂行できる運営体制であるか	
		事故や災害発生時の緊急対応策、新型コロナウイルス感染症対策などを適切に講じているか	
経済性	10点	収支計画に妥当性があり、安定的な運営が可能であるか	
合計			

- 審査基準 (1) 審査項目、配点及び審査基準 上記表のとおり
- (2) 優先交渉権者の選定 合計の平均得点が高い者を優先交渉権者とする
- (3) 同点の場合の取扱い
合計の平均得点と同点の場合は、業務内容の平均得点が高い者を上位者とし、業務内容も同点の場合には、企画内容の平均得点が高い者を上位者とする
- (4) 審査委員の採点が平均で60点未満の場合は、優先交渉権者としては特定しないものとする